賃上げ加速化緊急支援金事務局業務委託に関する質問への回答　　令和8年11月9日　山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課

番号	質問受付日	質　問	回　答
1	令和8年11月6日	山梨県庁内で働く人・働き方支援課様と対面で打ち合わせ等が可能であれば、事務局の設置場所は山梨県外でもよい認識で相違ないでしょうか。	「仕様書４（1）①執務室」に記載のとおり、事務局の執務室の設置場所は山梨県内である必要があります。速やかに連携がとれるよう、県庁が所在する甲府市近辺であることが望ましいです。
2	令和8年11月6日	昨年もしくは過去実施類似案件の際の、メール申請・郵送申請それぞれの不備率をご教示頂けますでしょうか。	本支援金は今回初めて実施する事業であり、過去と比較することができません。また、他の補助金との比較も申請内容や添付書類が異なることから比較は困難ですが、今回の支援金は支援の基礎となる賃金計算での不備が多いのではないかと想定しており、現在実施している「賃金アップ環境改善事業費補助金」の事例では、メール申請・郵送申請を問わず、約4割程度の申請において不備の指摘を行っています。
3	令和8年11月6日	昨年もしくは過去実施類似案件の際の受電数をご教示頂けますでしょうか。	本支援金は今回初めて実施する事業であり、過去と比較することができません。
4	令和8年11月6日	昨年もしくは過去実施類似案件から、メール申請と郵送申請の比率はどれほどの割合を想定でしょうか。	本支援金は今回初めて実施する事業であり、過去と比較することができません。 現在実施している「賃金アップ環境改善事業費補助金」については、メール申請が9割以上、郵送が1割弱といった割合です。
5	令和8年11月6日	受付処理及び審査において、【誤りや不備がある場合には、申請者に確認し、再提出を指示する等の修正対応を行う。】とございます。昨年もしくは過去実施類似案件にて、事務局で補正可能なもの、もしくはメール・郵送で再提出を頂いた比率・件数はおおよそどれほどでしょうか。	本支援金は今回初めて実施する事業であり、過去と比較することができません。また、他の補助金との比較も申請内容や添付書類が異なることから比較は困難ですが、今回の支援金は支援の基礎となる賃金計算での不備が多いのではないかと想定しており、現在実施している「賃金アップ環境改善事業費補助金」の事例では、メール申請・郵送申請を問わず、約4割程度の申請において不備の指摘を行い、再提出を求めています。
6	令和8年11月6日	「備品の購入は認めない」とは、入札額に含めることは出来ない、解釈でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。必要な事務用品はリース等でのご用意を想定しています。
7	令和8年11月6日	電話機（15 回線以上）の電話番号は受託者が用意するものでしょうか。受託者が用意する場合は特に記載がございませんのでIP 電話でもよい認識でおります。	電話番号はすべて受託者が用意いただきます。 仕様書に定める事務局業務の運用に支障がない場合はIP電話でも問題ございません。
8	令和8年11月6日	申請問い合わせ窓口は事務局にて電話のみの認識で相違ないでしょうか。	問い合わせに関しては基本的に電話が主になると思いますが、事務局のメールアドレスも申請先として公開しますので、メールでのお問合せもある可能性がございます。
9	令和8年11月6日	・県が作成される交付決定通知書、確定通知書、変更通知書の送付方法は郵送のみ、普通郵便の認識でよろしいでしょうか。発送頻度は週2 回などまとめて送付の認識でよろしかったでしょうか。 ・交付決定通知書等は、他に何種類の書類が同封となるでしょうか。 ・送付用封筒は受託者作成でしょうか。受託者作成の場合、封筒の仕様をご教示頂けますでしょうか。	・通知書関係は原本（公印を押印したもの）を郵送で事業者に発送いただきます。発送の頻度は受託業者との相談になりますが、週の発送回数を決めてまとめて送付することも可能です。ただし、郵送とは別に、事業者にはメールで通知の電子データを送付いただきます。 ・交付決定通知書の送付の際には、アンケートのURLを記載した紙（県で印刷）を1枚同封いただく予定です。額確定通知書、変更通知書は通知書のみの発送となります。 ・送付用封筒は受託者で作成となります。封筒は長3封筒を想定いただければと思います（A4の通知書を3つ折りで封入）。
10	令和8年11月6日	県が作成される交付決定通知書、確定通知書、変更通知書の共有はPDF でしょうか、もしくは受託者が差し込み印刷を行うものでしょうか。公印有無など通知書の仕様をご教示頂けますでしょうか。	県側の審査が完了した後、県から通知書のPDFデータを送付いたします。 また、公印を押印済みの原本を受託事業者に別途手渡し（事業者が県庁に受け取りに来る）か郵送いたします。
11	令和8年11月6日	審査が完了した申請書および必要書類を県へ提出する方法はデータでしょうか、もしくは紙でしょうか。県へ提出する送付頻度はどれくらいを想定でしょうか。	県への提出はデータで送付いただきます。なお、個人情報が含まれますので、セキュリティが確保されたクラウドサービス等によりデータの受け渡しを行うことを想定しています。 郵送された申請書についてもスキャンによりPDF化した上でデータを送付いただきます。 県への送付頻度は審査が整ったものから順次送付いただく予定ですが、審査済みの件数が多い場合にはまとめて送付いただいても構いません。